

県土 第03-98号
令和 7年 8月25日

各発注機関の長 様

県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

測量・設計業務発注に係る配置予定技術者事後確認について（通知）

このことについては、平成24年3月23日付県土第03-290号「測量・設計業務発注に係る配置予定技術者事後確認について（通知）」により実施しているところですが、健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法が一部改正され、令和7年12月2日以降は健康保険被保険者証による雇用確認ができなくなることから、下記のとおり取り扱いを定めましたので通知します。

なお、この通知に伴い、平成24年3月23日付県土第03-290号は令和7年9月30日をもって廃止します。

記

1 改正概要

健康保険被保険者証の新規発行が停止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、県外業者の雇用状況を確認する書類から健康保険被保険者証を削除します。加えて、字句の修正等を行います。

2 適用時期

令和7年10月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う案件から適用します。なお、令和7年12月1日までに限り、発行済の健康保険被保険者証を雇用確認書類として用いることを可能とします。

事務担当： 建設業課入札制度班
電話 059-224-2723

測量・設計業務発注に係る配置予定技術者事後確認について

1. 対象業務 業者指名を行う次の発注業務。

- ①測量業務委託にあつては、予定価格400万円以上。
 - ②設計コンサルタント業務委託にあつては、業務内容の難易度が「標準的な業務」、「高度な業務」及び「難度の高い業務」（「簡易な業務」は除く）
2. 届出事項 上記対象業務において指名を受けた者は、別添の『配置予定技術者届出書』（指名通知書添付）に必要な事項を記し、応札時に提出しなければならない。
3. 技術者資格要件 発注機関は、届出対象業務の配置予定技術者資格要件について、指名通知書添付の『配置予定技術者届出書』用紙に明記するものとする。
4. 無効等の措置 ①配置予定技術者の保有資格が『配置予定技術者届出書』に示す資格要件を満たしていない者、②配置予定技術者が三重県業務委託共通仕様書等に示す『兼務できる業務数』を超える者、③本届出が無かった者の入札は、無効とするものとする。また、虚偽記載の者にあつては資格（指名）停止の対象となる旨、指名通知書添付の『配置予定技術者届出書』等に明記するものとする。

（指名通知書記載例）

本業務は、入札時に配置予定技術者の届出を要するものです。別添の『配置予定技術者届出書』に必要な事項を記載のうえ、応札時に三重県電子入札システムにより提出しなければなりません。なお、①配置予定技術者の保有資格が『配置予定技術者届出書』に示す資格要件を満たしていない者、②配置予定技術者が三重県業務委託共通仕様書等に示す『兼務できる業務数』を超える者、③本届出が無かった者の入札は無効とします。

配置予定技術者届出書の記載内容に不明な点等があった場合は、追加資料を求めることがあります。また、虚偽記載の者は資格（指名）停止の対象となる場合があります。